

《記入例》

様式第二（第四十八条関係）

引取業者変更届出書

(提出先)
川越市長

届出する日付を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

届出を行う者の
住所、氏名を記入

(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 埼玉県川越市〇〇一丁目2番地3
氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 川越太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 049-〇〇〇-〇〇〇〇

↓登録の年月日

↓登録番号

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第21031999999号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	(事業所名称、所在地の変更) ・株式会社〇〇〇〇 川越事業所 ・埼玉県川越市〇〇一丁目 4番地5	(事業所名称、所在地の変更) ・株式会社〇〇〇〇 川越営業所 ・埼玉県川越市〇〇一丁目 2番地3
変更の理由	(事業所名称、所在地の変更) ・令和〇〇年〇〇月△△日に事業所を移転したため。	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(添付書類3：参考書類)

誓約書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(提出先)
川越市長

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第43条第2項に基づき、以下の表中に掲げる同法第45条第1項各号の事項について次のとおり誓約します。

根拠条文		欠格事項の内容
法第45条 第1項	第1号	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。 (※主務省令：精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。)
	第2号	法、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること。
	第3号	法第51条第1項の規定により引取業者の登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者であること。
	第4号	引取業者で法人であるものが法第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員※であった者でその処分のあった日から2年を経過しないものであること。
	第5号	法第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者であること。
	第6号	引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員※を含む。)が前各号のいずれかに該当するものであること。
	第7号	法人でその役員※のうち第1号から第5号までのいずれかに該当するものがあるものであること。

申請者、法定代理人及び役員※(役員については法人の場合に限る。)については、以上の事項に該当しません。

誓約者

住所 埼玉県川越市〇〇一丁目2番地3

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 川越太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

※ この誓約書でいう役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

変更の届出

次の表中の事項に変更が生じた場合は、**変更後30日以内**に届出の手続が必要です。

届出書、誓約書及び添付書類を現行の登録等通知書の写しとともに提出してください。

届出を必要とする変更事項及び各事項に必要な添付書類

変更事項	添付書類
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	○個人の場合 住民票の写し（3ヶ月以内に発行されたもので、本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの） ○法人の場合 登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。現在事項全部証明書不可）
事業所の名称及び所在地	案内図（添付書類5）
法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名	登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。現在事項全部証明書不可）
法定代理人の氏名及び住所又は法定代理人の変更	○個人の場合 住民票の写し（3ヶ月以内に発行されたもので、本籍（外国人にあっては国籍等）の記載のあるもの、マイナンバーの記載のないもの） ○法人の場合 登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。履歴事項全部証明書。現在事項全部証明書不可）
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーにフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーにフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（次のア又はイを提出） ア フロン類が含まれているかどうかを確認する方法を記載した書類 →添付書類2-1に必要事項を記載 イ 事業所における資格者の状況が確認できる書類 →添付書類2-2に自動車整備士、中古自動車査定士等の資格証等、業界団体等が行う講習会の受講修了証等のいずれかの写しを添付
事業所の数（事業所の追加又は複数ある事業所のうちの一部が廃止）	事業所の追加の場合は、変更届出書及び誓約書のほかに次のア及びイの書類 ア 登録申請書（様式第一）に追加する事業所の名称及び所在地を記載したもの イ 添付書類2（2-1又は2-2）、添付書類4及び添付書類5 事業所の一部廃止の場合は、必要事項記入の届出書のみ

※ 上の表中の「添付書類」には、「引取業者登録申請書」の添付書類の書式を使用すること。

※ 提出部数は、**正本1部、副本1部**（副本は申請者の控えとなります。）

※ 変更届出書の提出に手数料はかかりません。

※ 履歴事項全部証明書、住民票の写しについては、正本添付用には原本の提出をお願いします。